

令和3年11月26日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

### 旭川市建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定及び失格の基準等について次のとおり改正し、令和4年1月1日以後に公告する入札より適用しますのでお知らせいたします。

#### 1 改正の内容

(1) **土木系工種**における調査基準価格算定式の変更

一般管理費等の引き上げ

【改正前】

直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.65

【改正後】

直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.8

(2) **営繕系工種**

変更しない。

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事であるもの

変更しない。

※土木系工種：土木、舗装、造園及び橋梁工種（北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合を含む。）

※営繕系工種：土木系工種及び昇降機設備工事以外の工種

#### 2 建設工事の調査基準価格及び失格判断基準における上限値の設定

**全ての工種**において**92%**を上限値として設定

【改正前】

75%から100%の間

【改正後】

75%から**92%**の間

#### 3 その他

測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約については、変更ありません。